

令和8年経済センサスー活動調査研究会（第5回） 議事概要

1 日 時 令和6年12月16日（月） 14:00～15:20

2 場 所 総務省第2庁舎 6階 特別会議室

3 出席者

委 員 等：廣松座長、野辺地委員、菅委員、宮川委員、高部協力者

オブザーバー：内閣府（経済社会総合研究所）、総務省（政策統括官室）

東京都（総務局）、独立行政法人統計センター（統計編成部）

事 務 局：総務省（統計局）、経済産業省（大臣官房調査統計グループ）

4 議 題

（1）集計事項について

（2）その他

5 議事概要

- ・ 各議題において、検討の方向性について概ね了承された。
- ・ 主な意見等は以下のとおり。

【集計事項等の見直しについて】

- ・ 卸売業と小売業、宿泊業と飲食サービス業を、それぞれ単独分類として分割して表章していただけることは非常にありがたい。ただ、現在卸売業などの大分類と中分類の中間に位置する分類を表す際に、1.5分類という表現を用いているが、こちらの表現は正式な名称ではないため、経済センサス産業大分類など、適切な表現を使用していただきたい。統計表を使用する際に、他の産業大分類と並列で1.5分類を使用することが多いが、厳密には産業大分類ではないため非常に混乱する。

また、企業常用雇用者規模の最小区分を、事業所常用雇用者規模と同じく、「0人」とすることが政策上必要であることは理解できる。一方、一般ユーザには「従業者数」と「雇用者数」の区別はつかないため、注記を充実させる等の対策を検討いただきたい。

→ 常用雇用者と従業者の違いについては、現状でも多少記載しているところであるが、そういった記載をさらに充実させることができないか、「結果表の利用上の注意」等に記載する内容を検討していきたい。産業の名称については、今後、公表までに検討していきたい。

- ・ 現状、産業大分類と産業1.5分類については、データとして使用する際に、簡単に識別して集計できるようになっていないため使いにくい。1.5分類という名称の見直しを検討するとともに、大分類で集計している場合と1.5分類で集計している場合がわかり

やすいような形式で公表していただきたい。

- ・ これまで「人口 30 万以上市」に限定して作成してきた結果表について、全市区別の産業大分類別の結果表を新たに作成することは大変有意義なものであると考える。ただ、規模の大きい町村も存在するため、そのような町村についても可能であれば表章した方がよいのではないかと思慮する。
 - 町村別の結果については、別の統計表で措置しているところ。
 - 町村別でも表章されているのであれば問題ない。
- ・ 製造業に関する集計 地域編 第 8 表の従業者規模別の事業所数について、ほとんどが該当なしとなっていることから、従業者規模別での事業所数の表章を削除することは理解できる。一方で、規模別での表章においては、「300 人以上」などの最上位の区分の平均値がわからないと不便であるということもある。そのため、可能であれば、参考資料として一事業所あたりの従業者数を表章するなどの措置をしていただけるとありがたい。

【「個人経営」の複数事業所企業の取扱いの変更について】

- ・ 支所に関する情報を把握していた本来の目的は、大企業などにおいて、本所の所在地域に企業の売上をまとめて計上することで、企業集計と事業所集計の値に大きな乖離が生じてしまうことを懸念してのこと。そのため、個人経営の企業においては原案のとおりでよいと考える。また、個人経営の企業で売上高が非常に大きい企業があれば、個別に対応する等の工夫も考えられる。

【サービス分野の経済センサス品目の検討状況について】

- ・ 金融サービスの品目について、ここまで細かく把握できることは非常に画期的。一方で、「市場調査・世論調査・社会調査サービス」を、「市場調査サービス」と「世論調査・社会調査サービス」の二つに分割することは困難とのことだが、企業としては分割できないのではなく、分割して回答をしたくないという観点もあるかと思慮する。把握可能性があるとすれば、大まかに品目ごとに売上高の内訳を割合で回答するといったところか。
- ・ 調査サービスに関して、三つのサービスに分けて売上を把握している企業はかなり少ないと思われるため、可能であるとしても大まかな割合を回答していただく程度が限界だと思われる。

【調査区分について】

- ・ 社会保険事業団体と法人でない団体の非ネットワーク型産業を、調査員調査から直轄調査に変更することは納得できる。調査員調査の主な役割としては、実際にその場所に事業所が存在するか否かの確認が大きいところであるため、売上高が非常に大きい事

業所などは、調査員調査にそぐわないと考える。このように実態にあわせて調査区分の見直しをすることは重要である。

また、共同企業体の取扱いについて、企業調査支援事業を通して出てきた企業からの御意見を反映しているということは非常によいことだと考える。共同企業体のような事業所については、期間的に事業を行っている場合もあるため、活動状態の確認のためにも今回の取扱いの変更は重要であると考えます。

- ・ 共同企業体については単体の事業所として一つの調査票を配布するということが、製造業に関する共同企業体と建設業に関する共同企業体は、かなり実態が異なるように考える。前提として、令和3年調査では建設現場は事業所としないという整理だったかと思うが、令和8年調査では事業所とするのか。

また、共同企業体の場合、二つ以上の異なる本体企業が存在することになるが、本体企業において共同企業体の事業所における売上を含めて回答してしまうと、二重計上となってしまうことが懸念されるため、その点について留意していただきたい。

→ 建設現場については、事業所の定義に該当しないため、令和8年調査でも同様に事業所としない。また、本体企業と共同企業体で二重計上となってしまうのではないかという指摘について、次回調査において共同企業体は「法人でない団体」として調査を実施するが、「法人でない団体」においては企業集計を行わず、事業所集計のみ行うこととしている。一方、企業単位での売上金額については正確に把握していく必要があるため、それぞれの本体企業から共同企業体を含めた売上金額を回答していただく必要がある。令和8年調査を実施する際には、その点に留意して実施していきたい。

【サービス産業・非営利団体等調査との連携について】

- ・ 本サービス投入調査は SUT、産業連関表を作成する上で非常に重要な調査となるため、協力体制を敷いていただくことは非常によいと考える。SUT 等の作成において重要となるのは、企業と事業所の関係性、また事業所単位での生産物の把握や KAU、アクティビティといった概念との整合性を保つこととなる。そのために、サービス投入調査の名簿情報として、企業・事業所の産業分類に加えて、生産物ごとの売上高、事業の19 区分別の売上高の比率といった情報も必要となる。こういった点も含めて、協力体制の構築をお願いしたい。

→ サービス投入調査への名簿情報の提供の詳細については、政策統括官の担当部署と相談しながら対応していきたい。

以上